

# 返戻金について

## ◆リクルートエージェント「採用支援サービス」 / リクルートダイレクトスカウト

本サービスでの紹介によって採用された応募者が、入社後明らかに応募者の責により解雇されるに至った場合、または、応募者が自己都合（退職勧奨による退職その他雇用保険の失業給付において特定受給資格者または特定理由視力者の範囲に該当する場合、また、応募者に対するハラスメント等に起因する退職であるとリクルートが合理的理由に基づき判断した場合は含みません）によって退職した場合、受領したコンサルティングフィーのうち下記の金額を返還いたします。ただし、返還のご請求期間は、対象となる方が退職された日の翌月末日までとし、翌々月1日以降のご請求につきましては、理由の如何を問わず返還できかねます。あらかじめご了承ください。

なお、破産、会社更生、民事再生またはこれらに類似する手続、経営状態の悪化による人員整理、事務所の閉鎖等の理由、応募者のポジション廃止、または変更等に起因する退職は「明らかに応募者の責による」または「自己都合」のいずれにも該当いたしません。

1ヶ月以内で退職した場合	コンサルティングフィーの80%
1ヶ月超え3ヶ月以内で退職した場合	コンサルティングフィーの50%
3ヶ月超え6ヶ月以内で退職した場合	コンサルティングフィーの10%

## ◆リクナビ就職エージェント「新卒採用支援サービス」

本サービスでの紹介によって採用された応募者が、応募者の都合により入社予定日以前に辞退した場合には、弊社は受領したコンサルフィーを全額返還いたします。なお入社後明らかに応募者の責により解雇されるに至った場合、または、応募者が自己都合（退職勧奨による退職その他雇用保険の失業給付において特定受給資格者または特定理由視力者の範囲に該当する場合、また、応募者に対するハラスメント等に起因する退職であるとリクルートが合理的理由に基づき判断した場合は含みません）によって退職した場合、受領したコンサルティングフィーのうち下記の金額を返還いたします。

ただし、返還のご請求期間は、対象となる方が退職された日の翌月末日までとし、翌々月1日以降のご請求につきましては、理由の如何を問わず返還できかねます。あらかじめご了承ください。

なお、破産、会社更生、民事再生またはこれらに類似する手続、経営状態の悪化による人員整理、事務所の閉鎖等の理由、応募者のポジション廃止、または変更等に起因する退職は「明らかに応募者の責による」または「自己都合」のいずれにも該当いたしません。

1ヶ月以内で退職した場合	コンサルティングフィーの50%
--------------	-----------------